



® 平成 29 年 7 月 12 日 (水)

No. 14485 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第16回 香港 …… (1)

☆特許庁人事異動 …… (9)

世界の知的財産法

第16回 香港

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

中華人民共和国香港特别行政区(以下「香港」という。また、香港・マカオ・台湾を除いた中華人民共和国を「中国」という)は、英国による150年以上の植民地支配の後、1984年に調印された中英共同宣言により、1997年7月1日に中国に返還された。但し、50年間は調印時の香港の制度を維持し、外交と国防を除き、高度の自治権が保障されるものとされ

た。返還後の香港の法制度は、中国の法制度とは別個の、「香港特别行政区基本法」を頂点とする独自の法制度となっている(一国二制度)。本稿は、香港における法制度を対象とする。

香港は、1997年7月1日の中国への返還に至るまで、英国による150年以上の植民地支配の下、英国法²の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野にお



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 千木良 崇

弁理士 白形由美子*

弁理士 西尾 啓

弁理士 塩田 国之*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 破魔 沙織

弁理士 船本 康伸*

弁理士 野崎 俊剛

弁理士 小森 岳史

弁理士 藤村 明彦

弁理士 宮尾 武幸

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810 FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp> E-mail:office@sato-pat.co.jp

ける重要な法令（例えば、特許条例、意匠条例、商標条例、著作権条例）は全て成文法で規定されている。即ち、香港が判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、香港が1997年7月1日に中国に返還された後は、英国の裁判所の判決は、香港の裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

「一国二制度」を採る中国と香港の間では、一方（例えば、香港）で特許権や商標権を登録したとしても、それだけでは、他方（例えば、中国）で効力が生じないため、両方で登録する必要がある。

以下、香港の知的財産法の概要と特徴について紹介する。

II 知的財産法全般

香港においては、特許条例、意匠条例、商標条例、著作権条例、集積回路配置設計条例、植物新品種保護条例、商品表示条例等の基本的な知的財産法制度が整備されている。香港が、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、香港は、英国法由来の各知的財産法について、香港独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

香港の知的財産法制度の中心的機関である「知識産権署」(Intellectual Property Department)は、特許、意匠、商標の審査等の知的財産権に関する各種サービスを行う政府機関である。1990年7月2日に設立された「知識産権署」は、商標登録局(Trade Marks Registry)、特許登録局(Patents Registry)、意匠登録局(Registered Designs Registry)及び著作権許諾団体登録局(Copyright Licensing Bodies Registry)を運営する³。「知識産権署」のウェブサイト(<http://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>)には、知的財産権に関連するさまざまな情報が掲載されており、参考になる。

香港は、知的財産権に関する多くの国際条約にも

加盟している。例えば、WTO協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約(PCT)、国際特許分類に関するストラスブール協定、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約等である。

なお、中国が加盟している標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書においては、香港での適用が留保されており、適用されないことに注意が必要である。

III 特許

1 概要

香港では、発明は、1932年以降、英国特許又は英国を指定国とする欧州特許を条件として保護されてきた。即ち、あたかも、英国で付与された特許が、香港まで拡大されて保護されたようになっていた⁴。現在、香港では、特許条例が制定されている(2010年2月26日施行)⁵。

「一国二制度」を採る中国と香港の間では、一方（例えば、香港）で特許権を登録したとしても、それだけでは、他方（例えば、中国）では効力が生じないため、両方で登録する必要がある。

香港内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願言語は、英語又は中国語である。

2 「標準特許」と「短期特許」

香港では、保護期間20年の「標準特許」と、保護期間8年の「短期特許」の2種類がある。

標準特許は、香港特許庁ではなく、指定された特許庁(中国知的財産権局、英国特許庁及び欧州特許庁(英国を指定するEPC出願の場合))。以下、「指定特許庁」という)への出願に基づき付与される。出願人は、第1段階として、指定特許庁への出願の公開日から6か月以内(延長は不可)に、香港特許庁への記録請求を行う。その後、第2段階として、①指定特許庁での実体審査が完了して特許権が付与された場合には特許登録日から6か月以内(延長は不可)、又は②指定特許庁での出願の記録請求の香港での公開(香港特許庁での方式審査の後に記録請求が公開される)から6か月以内に、登録請求を行う必要がある。香港特